

平成28年度

熊野町農業委員会

議事録

第8回

熊野町農業委員会

平成28年度第8回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成28年12月20日(火)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(13人)

委員	1番	伊藤 昭博
委員	2番	南田 正孝
委員	3番	藤友 正男
委員	4番	小田原勝好
委員	5番	伊藤 忠治
委員	6番	荒瀧 穂積
委員	7番	立花 宏保
委員	8番	益永 透
委員	9番	中原 裕侑
委員	10番	原 恭博
会長職務代理者	11番	中村 家隆
委員	12番	植野 宣博
会長	14番	中須 岩登

4. 欠席委員(1人)

委員	13番	民法 正則
----	-----	-------

5. 議事録署名委員(2人)

委員	8番	益永 透
委員	9番	中原 裕侑

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	曾根 和典
	(代理出席:主幹 穂坂 俊彦)
農業委員会 書記	荻野 孝雄
主事	山本 耕平

会議の概要

議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員は13名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成28年度第8回熊野町農業委員会を開会します。</p>
議長	<p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p>
議長	<p>8番 益永委員と9番 中原委員を指名いたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より本日の議事日程を朗読させます。</p>
事務局	<p>はい。議事日程平成28年度第8回熊野町農業委員会中、下記による事件を付議する。</p> <p>平成28年12月20日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p> <p>日程第1 議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」</p> <p>日程第2 議案第22号「非農地証明交付申請の承認について」</p> <p>日程第3 報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」</p> <p>日程第4 報告第11号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」 以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、これより審議に入ります。</p> <p>日程第1、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」</p> <p>平成28年12月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p>

事務局

番号 農地の所在 初神 丁目 番 、 地目 登記簿 田、現況
田、 面積 627 m²外 3 筆 計 1,779 m²
申請人氏名 安芸郡熊野町初神 丁目 番 号
転用目的 農地改良(一時転用)、 転用理由 高齢につき田から果樹園
に変更し、車がスムーズに入れるようにするために一時転用する。 備考と
して工事計画は許可後から 3 ヶ月(農地への復元期間を含める)と計画され
ています。

番号 農地の所在 出来庭 丁目 番 地目 登記簿 畑、
現況 畑、 面積 408 m²外 1 筆 計 521 m²
申請人氏名 安芸郡熊野町出来庭 丁目 番 号
転用目的 太陽光発電施設の設置
転用理由 耕作ができなくなったため、太陽光発電所を建設する。
備考 工事計画は許可後から 60 日以内の着手。その後、6 ヶ月以内の完
成と計画されています。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
では、地元委員の調査結果の報告ならびに説明をお願いいたします。
番を 委員、番を 委員、お願いします。
まず 番を、 委員、お願いいたします。

委員

説明をします。16日に事務局職員と現地の方へ行きました。
ここは道路から傾斜地というか、4枚連なった田んぼがありまして、本人さ
んの所有なのですが、ここを1.5m程度の盛土をして1枚の土地にしたい
ということで、計画のほうが出ているようです。特に、盛土状況等工事的に
問題なければ、申請に関しては問題ないと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
番を 委員、お願いいたします。

委員	<p>おはようございます。番は出来庭の の辺りなのですが、金曜日に事務局と一緒に現地を見に行きました。現状はこの地図のとおり、道路に面しております。地図にあるとおり後ろに少し三角のような畑があるのですが、ここは野菜を耕作されておりました。近隣の方に話を伺おうと思いましたが、いらっしゃいませんでした。ご本人の土地ですし、書類上の不備もないので、特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。何か、当案件に対して質問はございませんか。</p>
議場	<p>あの、高齢につきて言って、前は年齢が記載されていましたが、高齢とは何歳以上ですか？</p>
議場	<p>歳。本人は。</p>
議場	<p>まあ、人によりますね。</p>
議場	<p>これ、歳を言ったら悪いから出してないのですか？</p>
事務局	<p>3条の許可の件の場合は、年齢を記載させてもらっていたのですが、今回は転用ということで、年齢の方は抜いておりました。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。 質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。 議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」は許</p>

可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第2、議案第22号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

事務局より朗読をお願いいたします。

事務局

はい、議案第22号「非農地証明交付申請の承認について」

平成28年12月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 字瓶割 地番 番、 地目 登記簿 田、 現況 宅地、
面積 1,333 m²、 所有者氏名 故

相続人 広島県安芸郡熊野町萩原 丁目 番 号

広島県安芸郡熊野町萩原 丁目 番 号

非農地の事由 昭和63年に作業所の建物を建て現在に至る。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは地元委員さんの調査の結果報告並びに説明をお願いいたします。

委員をお願いいたします。

委員

はい、皆さんおはようございます。昨日役場(事務局)の方と 現地を見に行きました。地図にあるとおり、農地調査をしたときに宅地として出した気がするのですが、それは定かではありません。現地に行きますと、 というのがありますよね、 みたいな感じで。営業はしているようでございまして、まあこれは本人がしておられるのか賃貸されているのか定かではございませんが、 としては稼働しているようではありました。昨日はたまたま誰もいらっしゃいませんでした。あとは駐車場ですね、ほとんど空いてある所は。農地というか、塗装していない砂利をひいた土地でございまして、現況は宅地として見なければいけないのでは、と思います。相続の関係で出ているという経緯は定かではございませんが、これは非農地証明が出ている以上は審議しなければいけないと思ひまして。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。
当案件について、何か質問はございませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮り^{はかり}いたします。
議案第22号「非農地証明交付申請の承認について」
ご異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第22号「非農地証明の交付について」は証明書を発行することに決定いたします。

次に、日程第3、報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より朗読をお願いいたします。

事務局

はい、報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」

農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。

平成28年12月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 城之堀 丁目 番 地目 登記簿 田、
現況 田、 面積 88 m²外 1 筆 計 117 m²
申請人氏名 外 名 安芸郡熊野町城之堀 丁目 番
号、 転用目的・施設等 公衆用道路・公衆用道路として側溝等を整備する。
受理年月日として平成28年11月21日に受理しました。
以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 次に、日程4、報告第11号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より朗読をさせます。

事務局 報告第11号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。

平成28年12月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局 番号 農地の所在 城之堀 丁目 番 地目 登記簿 田、
現況 田、 面積 2.72 m²外 1 筆 計 199.72 m²、 権利 所有権移転
譲渡人氏名 外 名 安芸郡熊野町城之堀 丁目 番
号

譲受人氏名 、 安芸郡熊野町萩原 丁目 番 号
転用目的・施設等 宅地、 受理年月日 平成28年11月21日

事務局 番号 農地の所在 初神 丁目 番 、 地目 登記簿 田、
現況 畑、 面積 227 m²、 権利 所有権移転
譲渡人氏名 、 安芸郡熊野町城之堀 丁目 番 号

譲受人氏名 、 広島市安芸区中野 丁目 番 号
転用目的 宅地及び駐車場、 受理年月日 平成28年12月9日

届出に係る農地は市街化区域にあり、届出書には法定記載事項が記載されるとともに、必要な添付書類も具備されており、適法な届出と認められるため、届出書を受理しました。以上です。

議長 ありがとうございました。

議長 その他、何かございませんか。

議場

(全員：質問なし)

以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。

次回農業委員会は **1月20日(金)午前9時から** 開催予定です。

議案については 1月13日以降に事務局より配布予定です。

以上をもちまして、平成28年度第7回熊野町農業委員会を閉会します。